

中小企業経営改善計画策定支援研修【理論研修】について（募集要項）
（平成29年度 第3回 東京校開催）

1. 研修のねらい

当研修は、認定経営革新等支援機関として中小企業・小規模事業者の多様化・複雑化する経営課題に対する経営改善計画等の事業計画策定支援において、専門性の高い支援を行うため、事業計画策定の支援方法や中小企業の管理会計に係る基本的知識に加え、支援者として求められる財務・税務・金融等の専門的知識を付与することを目的としています。

2. 研修の特長

- (1) 当研修は、中小企業・小規模事業者の経営改善計画等の事業計画策定支援の前提となる管理会計の基本的知識と財務・税務・金融等の専門的知識を修得できる構成になっています。
- (2) また、中小企業・小規模事業者の多様化・複雑化する経営課題に対応するための経営支援全般で必要とされる創業支援・事業承継・海外展開・事業再生等の専門的な知識も総合的に学習できる構成になっています。
- (3) 企業経営の定性的かつ定量的な実態把握、経営課題抽出、それらを踏まえた経営改善による売上向上の実現に向けた支援策の策定等について、座学だけでなく、受講者一人一人の理解度を更に多面的に深めるために受講者と講師との双方向性を醸成することにも重点を置いた「受講者参加型」の業種・業態のケース教材による「演習」を取り入れています。
- (4) 4日間×3回+5日間×1回（各回は30時間）の計17日間・120時間で構成されています。

3. 受講対象者

中小企業等経営強化法に基づく経営改善計画策定支援を実施するために認定経営革新等支援機関の認定取得を目指す方（中小企業診断士・社会保険労務士・行政書士・司法書士・経営士等の士業、NPO法人、民間コンサルタント、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等）。また、認定経営革新等支援機関の方でもご受講いただけます。

受講条件

- ※企業会計、財務に関する基礎知識を有すること。
- ※経営戦略、経営計画の基礎知識を有すること。
- ※所得税、法人税、消費税、租税特別措置法など税制の基礎知識を有すること。
- ※商業簿記3級以上、又はそれと同等以上の知識を持つ者であること。
- ※パソコンを使用するため、マイクロソフト社のExcel、Wordの基本操作に支障がないこと。
- ※研修中、パソコン（OSはWindows）を使用しますので、各自ご持参ください。Mac、Surface RT、タブレットはご使用いただけません。どうしてもご用意いただけない場合は、事前に事務局（7頁参照）にご連絡ください。

実務経験に応じて受講する研修コース及び専門的知識判定試験の受験資格について

以下（1）（2）に記載のとおり、国の認定制度に基づく計画の策定支援への関与度合い（実務経験）に応じて、受講いただくコースが一部免除される場合があります。関与度合い（実務経験）に応じた受講コースの選択に際しては、認定申請書等

(支援・実務経験等の各種証明書を含む)の提出をされる所管の経済産業局の窓口
に、あらかじめご確認ください。

- (1) 経営革新計画、異分野連携計画、農商工連携計画、地域資源計画等の関与が無い方については、「4. 研修の構成・期間」(下掲)に記載の[1]～[4]の全てを受講し研修を修了することが専門的知識判定試験の受験資格になります。
- (2) 経営革新計画、異分野連携計画、農商工連携計画、地域資源計画等に1回または2回関与している方は、「4. 研修の構成・期間」(下掲)に記載の[3]及び[4]のみを受講し研修を修了することが専門的知識判定試験の受験資格になります。
([1]及び[2]の研修は受講免除となります。)

【ご注意】

出席時間数が所定開講時間数の90%未満である場合は、当研修の修了要件を満たさず研修修了とならないため、専門的知識判定試験の受験資格は認められませんし、受験料は返還できないので、ご注意ください。

また、理論研修は、[1]～[4](計17日間)と[3][4](計9日間：[1][2]の免除が認められた場合)のいずれかを選択していただくことになっています。当該の各研修の開講日(3頁10参照)以降において、選択した研修が誤っていたことが分かった場合でも、受講料等を返還することやお振込みいただいた受講料を他の希望する研修の受講料として取り扱うことはできません。なお、受講申込書に記載された受講者氏名と異なる方が受講することはできませんので、ご注意ください。

4. 研修の構成・期間

理論研修は4回 [(30時間/回) × 4回 = 120時間 : 計17日]で構成されています。

各回	日程	研修概要
中小企業経営改善計画策定支援研修 [1] (4日間)	平成30年 1月23日(火) ～ 1月26日(金)	管理会計の基本的知識と経営への活用
中小企業経営改善計画策定支援研修 [2] (4日間)	平成30年 2月 6日(火) ～ 2月 9日(金)	経営戦略、経営計画策定の基本的知識
中小企業経営改善計画策定支援研修 [3] (4日間)	平成30年 2月27日(火) ～ 3月 2日(金)	経営改善計画の策定方法
中小企業経営改善計画策定支援研修 [4] (5日間)	平成30年 3月12日(月) ～ 3月16日(金)(※)	経営改善計画の実行支援の手法

※ 3月16日(金)の講義等終了後に専門的知識判定試験を実施いたします。

5. 専門的知識判定試験の実施

中小企業等経営強化法に基づく認定経営革新等支援機関の認定を受けようとする理論研修修了者に対して試験を実施し、可否を判定します。

試験概要

- (1) 経営計画策定支援に係る専門的知識(財務、税務、金融等)及び各種手法に関する記述式(空欄補充・計算問題)又は選択式の試験。
- (2) 後日、可否の判定結果を郵送いたします。不合格の方は、次回以降に中小企業大学校が実施する試験を再度受験することができます。(再度、当研修を受講する必要はありません。)

6. 研修会場・試験会場

中小企業大学校東京校
〒207-8515 東京都東大和市桜が丘2-137-5
(交通案内図をご参照ください。)

7. 募集定員

30名

※受講申込者が多数の場合は、専門的知識判定試験を受験される方を優先して、1機関につき1名として、抽選になる場合があります。
(※抽選は、受講申込書受付期間後に実施します。)

8. 受講料

- | | |
|-------------------------|-------------|
| (1) 研修[1]～[4]のすべてを受講する方 | 99,000円(税込) |
| (2) 研修[3]、[4]のみ受講する方 | 50,000円(税込) |

9. 受験料

専門的知識判定試験を受験希望する方は、上記8.の受講料のほかに、受験料5,000円(税込)が必要です。

【ご注意】受講申込みにあたってお振込みいただいた受講料等の一部又は全額を他の研修の受講料等に充当すること、開講日以降の受講等辞退申出に伴う受講料等の返還については、理由の如何を問わず、一切応じかねますのでご注意ください。

※1 受講料の返還の可否及び返還額は、当機構の規定に基づきます。

※2 受験料は、受験辞退申出日にかかわらず、返還いたしません。

10. 受講申込みから試験までの流れ

(1) 申込受付期間：平成29年11月6日(月)～平成29年11月20日(月)必着



(2) 受講決定通知書兼請求書の送付：平成29年12月19日(火)頃、郵送いたします。
※抽選になった場合は、抽選の結果を12月19日(火)頃、郵送いたします。



(3) 受講料・受験料の振込期限：平成30年1月9日(火)



(4) 開講日：

- | | |
|-----------------------|----------------|
| ① 研修[1]～[4]のすべてを受講する方 | ：平成30年1月23日(火) |
| ② 研修[3]、[4]のみ受講する方 | ：平成30年2月27日(火) |



(5) 試験日：平成30年3月16日(金)17:30～19:00

※受験票は、研修を修了された方に当日お渡しいたします。

11. 申込方法

(1) 受講申込書の送付

ホームページ掲載の様式「**受講申込書（平成29年度第3回）**」にご記入の上、必ず顔写真を貼付して、受講申込書受付期間内（東京校必着）に郵送してください。

受講申込書の送付先

〒207-8515 東京都東大和市桜が丘2-137-5

中小企業大学校東京校 支援研修課あて

※送付の際は、封筒の表に「**理論研修受講申込書在中**」と赤字で記載のこと。

※受講申込書はホームページに掲載されている書式（WordまたはPDF形式）を印刷してご使用ください。

※申込方法は郵送のみとさせていただきます。FAX、メールによる申込は受け付けておりません。また、受講申込書を直接持参して提出することはできません。

なお、ご送付いただいた受講申込書は、原則、返却いたしませんので予めご了承ください。

(2) 受講料及び受験料のお振込み

振込先口座等は、受講決定通知書兼請求書においてご案内いたします。

平成30年1月9日（火）〔振込期限日〕までに、以下に記載の所定の金額をお振込みください。

①研修[1]～[4]のすべてを受講し、「専門的知識判定試験」を受験する方

受講料（99,000円）＋ 受験料（5,000円）＝104,000円（税込）

（受講のみの方は99,000円）

②研修[3]、[4]のみ受講し、「専門的知識判定試験」を受験する方

受講料（50,000円）＋ 受験料（5,000円）＝55,000円（税込）

（受講のみの方は50,000円）

振込みの際の注意

※専用の振込用紙はありません。金融機関の所定の用紙またはATM等でお手続きください。

※受講料等の振込名義は、個人受講については本人名を、それ以外の機関派遣については、必ず認定を受ける機関名を記入してください。

※必ず**電信振込指定**をお願いします。（文書振込みはお使いいただけません。）

※振込票（控え）を持って領収書に代えさせていただきます。

※振込票（控え）・利用明細書等の振込金額・振込日時・振込先が記載されたものは、後日確認させていただく場合がございますので大切に保管してください。

※振込期限日までに、当機構が指定する所定の口座に入金の確認ができない場合は、受講等をご辞退いただくことがありますので、ご了承ください。

12. 個人情報の取り扱い

当研修の応募のためにご提出いただいた個人情報については、当研修の実施と運営に関する範囲で取り扱います。なお、より効果的に研修を行うため、講師に個人情報をお知らせする場合があります。

また、試験の応募のためにご提出いただいた個人情報については、当試験の実施と運営ならびに認定支援機関への申請をした際の確認等に関する範囲で取り扱います。

13. 中小企業経営改善計画策定支援研修【理論研修】に関するQ & A

<受講条件について>

Q1：受講条件に挙げられていることは必須ですか？

A1：当研修は、中小企業の経営改善計画策定支援のための専門的知識を修得していただくことを目的としておりますので、そのために必要な基本的知識（財務、会計、経営計画の知識と経営改善計画書を策定するために必要なパソコンスキル）は最低限持ち合わせていることが必須条件となります。

Q2：専門的知識判定試験は受験しないのですが、研修は受講してよいのでしょうか？

A2：当研修は中小企業等経営強化法の認定経営革新等支援機関の認定を受けようとする方を対象者としておりますので、応募者多数の場合は、専門的知識判定試験の受験を希望する方を優先させていただきます。

Q3：研修[1][2]の受講が免除されるのはどのような場合ですか？

A3：[中小企業等経営強化法]による「経営革新計画」「異分野連携新事業分野開拓計画」、[中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律]による「農商工等連携事業計画」、[中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律]による「地域産業資源活用事業計画」、[産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法]による「事業再構築計画」等、国の認定制度に基づく計画の策定支援に1回または2回関与した場合は、研修[1][2]の受講が免除される場合があります。したがって、当該の実務経験による受講免除の適否は、認定申請書の提出先である経済産業局にご本人様より事前に必ずご確認ください。

<受講申込書について>

Q4：機関から受講する場合に、受講申込書の記入方法や受講料等の振込みの際の注意点はありますか？

A4：受講のお申込みは、認定を受けようとする機関名でお申込みください。また、受講料等の振込名義人も同じ機関名にしてください。

キャンセル等により当校が受講料返還の手続きをする場合は、当機構が指定した口座にお振込みいただいた際の振込名義人名と同一名義のお口座にお振込みいたします。（「受験料」は返還いたしません。）また、受講料の返還額等は当機構の規定に基づきます。当要項4頁の振込みの際の注意もご参照ください。

※法人名義でお振込みされた受講料を個人名義に返還、あるいは個人名義でお振込みされた受講料を法人名義に返還することは、トラブルの原因となりますので、振込名義人と返金先名義は同一名義で手続きさせていただきます。

Q5：受講申込書欄の「所属長役職」と「所属長名」は誰にしたらよいのですか？

A5：当校からの指定はありません。事務処理の関係などで、ご都合の良い方をご記入ください。ただし、同一機関で複数名受講される場合は、所属長は同一人にしてください。

なお、個人で申し込まれる場合は記入不要です。事務連絡担当者名の欄は「本人」としてください。

Q6：写真は、自分がデジカメで撮影したものでもいいですか？また、受講申込書に直接、印刷しても良いですか？

A6：本人確認のために使用します。顔がはっきりと確認できるもので、画像処理してなければ構いません。また、写真は貼付せずに、直接、受講申込書にプリントしても構いません。（写真が不鮮明の場合は再送付をお願いすることがあります。）

<専門的知識判定試験について>

Q7：この研修を受講すれば、試験を受けられるのでしょうか？

A7：受講するだけでなく、当校の所定の研修修了要件を満たす必要があります。研修を修了された方だけが受験することができます。

Q8：試験の結果はどのように通知されるのですか？

A8：試験終了後、採点及び合否の判定をして、全員に合格・不合格の結果を郵送でご通知いたします。なお、合格者に送付する合格証書は認定経営革新等支援機関の認定申請の際に必要な書類ですので、大切に保管してください。

Q9：不合格の場合に再度試験のみ受験することはできますか？

A9：当研修を修了された方で専門的知識判定試験に不合格であった方は、次回以降に中小企業大学校で開講する理論研修の最終日に実施する同試験を受験することができます。再受験をお申し込みの際は、「専門的知識判定試験受験申込書」によりお手続きください。（「受験料」のお振込みと「修了証書の写し」の添付が必要となります。）

平成29年度理論研修の日程等の詳細については、

中小機構ホームページ：<http://www.smrj.go.jp/jinzai/seminar/074398.html>

（平成29年度理論研修のご案内）を参照ください。

<その他>

Q10：宿泊先は大学側で用意していただけるのですか？

A10：宿泊先はお手数ですがご自分で確保してください。

なお、東京校の東大和寮をご利用の場合は、受講申込書下段に掲載の「入寮申込書」の各項目にすべて記入してください。

※東大和寮については東京校のホームページを参照ください。

東京校トップページ→施設のご案内→宿泊施設のご案内

Q11：受講決定後にやむを得ず受講できなくなった場合に、他の開催回に振り替えて受講することはできますか？また、本人が受講できない場合、代わりに同じ機関に所属する他の者が受講することはできますか？

A11：受講申込書においてお申込みされたコースの決められた日程以外では受講できません。

また、受講申込書においてご記入された受講申込者本人以外の方も受講できません。

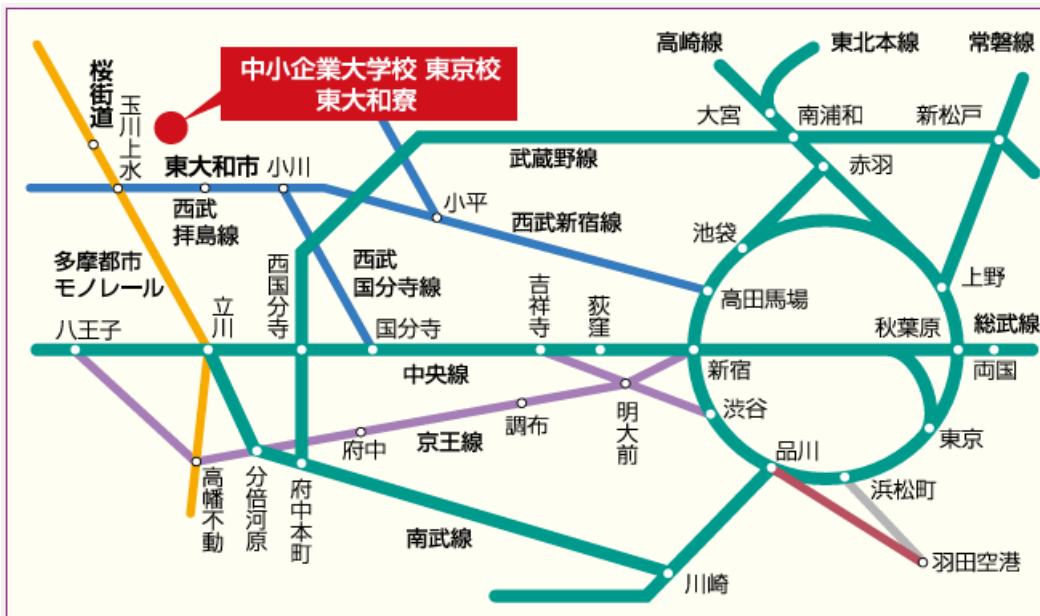
研修会場・試験会場・お問合せ先

中小企業大学校東京校 支援研修課
〒207-8515 東京都東大和市桜が丘2-137-5
Tel : 042-565-1270 Email : to-keieikaizen@smrj.go.jp

※申し訳ございませんが、自動車・オートバイ・
自転車等の乗り入れは固くお断りしております。

交通案内
【路線図】

新宿方面より1時間程度

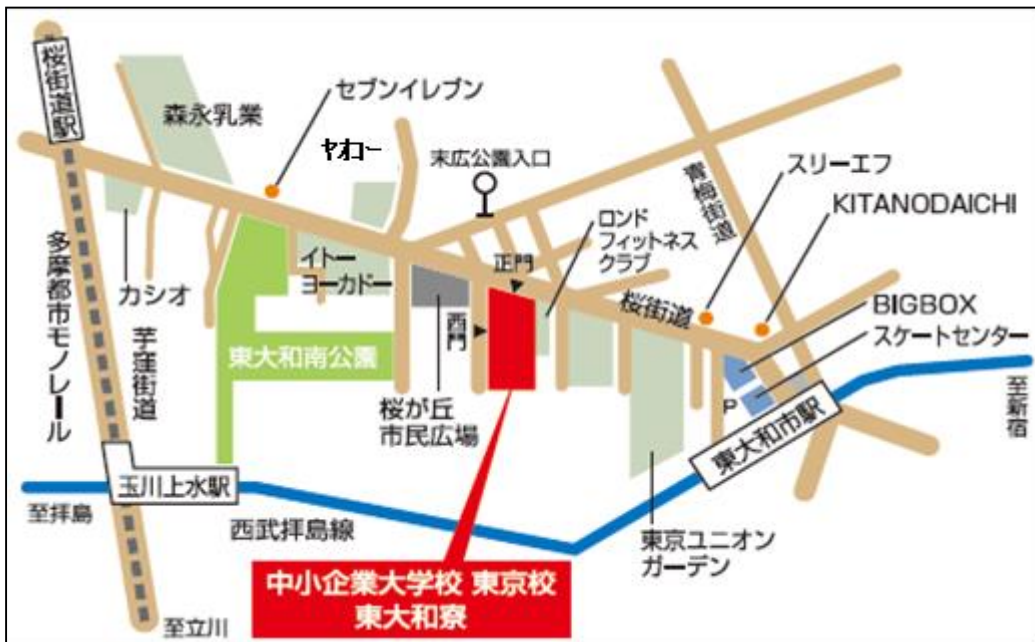


JR 新宿駅 ⇒ (JR 山手線 約5分) ⇒ 高田馬場駅 ⇒
(西武新宿線・拝島線 急行約40分) ⇒ 東大和市駅下車
(徒歩約10分) ≫ ≫ ≫ 東京校・東大和寮

[立川方面からお越しになる方]

JR 立川駅 ⇒ (徒歩乗り換え) 多摩都市モノレール立川北駅 ⇒
「玉川上水駅」または「桜街道駅」下車 (徒歩約15分)

【周辺図】



西武拝島線「東大和市駅」より徒歩約10分

多摩都市モノレール「玉川上水駅」または「桜街道駅」より徒歩約15分

【受講申込書 送付先】

受講申込書の送付には、下記の宛先を切り取ってご利用ください。

〒207-8515

東京都東大和市桜が丘 2 の 137 の 5

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

中小企業大学校 東京校 支援研修課 行

(理論研修 受講申込書在中)